

# 農協マーク使用要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、農協マーク（商標登録第6053652）を使用する際に必要な事項を定め、農協のPRや農業振興等に寄与することを目的とする。

(農協マークの使用に関する権利・範囲)

第2条 農協マークの使用に関する一切の権利は、愛媛たいき農業協同組合（以下、愛媛たいき農協）に属する。

(使用料・農協マークを使用した販売行為)

第3条 農協マークの使用は、原則無償とする。ただし、販売物または販売を目的とした使用は許可しない。

(使用の申請)

第4条 農協マーク等を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ農協マーク使用許諾申請書（様式1）に必要な事項を記入し、愛媛たいき農協に提出し、その許諾を得るものとする。使用申請者は、原則としてJAグループ及びJAグループの関連会社とし、営利・販売目的以外で使用する場合にのみ申請することができる。

2 愛媛たいき農協は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(資格要件)

第5条 第4条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、農協マークの使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

第6条 愛媛たいき農協は、第4条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれ

かに該当する場合を除き、農協マークの使用を許諾するものとする。

- (1) 愛媛たいき農協の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
  - (2) 農協マークのイメージを損なうおそれのあるとき
  - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
  - (4) 農協マークを使用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
  - (5) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき
  - (6) この要綱の趣旨及び目的に反する場合その他農協マークの使用が適当でないとして認められるとき
  - (7) 販売や営利とみられるとき
- 2 愛媛たいき農協は、農協マークの使用を許諾するときは、使用許諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 愛媛たいき農協は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

（使用期間）

第7条 農協マークの使用期間は、原則として1年間以内とし、許諾通知書（様式2）に記載のとおりとする。

- 2 前項の使用期間満了後において、農協マークを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

（許諾の取消）

第8条 愛媛たいき農協は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第2項の使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
  - (2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき
  - (3) 第6条第3項の条件に違反したとき
  - (4) その他愛媛たいき農協が取り消すことが適当と認めるとき
- 2 愛媛たいき農協は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡、又は転貸しないこと
- (3) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと
- (4) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに愛媛たいき農協に提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、その写真（デザインが明確にわかるもの）をもって代えることができる

（使用の非独占性等）

第10条 この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して農協マークを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について愛媛たいき農協が推奨を行うものではない。

(使用実績の報告)

第11条 愛媛たいき農協は、使用者に対し、農協マークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第12条 愛媛たいき農協は、農協マークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に愛媛たいき農協が定める。

附 則

1. この要綱は、令和2年2月25日から施行する。